

# 学位申請要領 [論文博士]

## 目次

1. 博士学位の申請資格について
2. 提出する博士学位論文について
3. 論文博士外国語試験について
4. 博士学位論文提出に必要な研究歴について
5. 予備審査について
6. 資格審査（医学の研究歴についての審査）に必要な提出書類について
7. 学位申請に必要な提出書類について
8. その他留意事項
9. 博士学位の申請から授与までの流れ

資料：博士学位論文提出に必要な研究歴一覧

大学院博士課程の講座及び専門分野名一覧について

要領を本学学位規程、本研究科の論文提出による博士（医学）「論文博士」の学位に関する内規並びに内規に関する申合せ事項等に基づき、以下のとおり定める。

#### 1. 博士学位申請資格

学位を申請できる者は、次の各号に該当するものであること。

- (1) 提出する論文は、本研究科で定める条件を満たしたもの（下記2を参照）。
- (2) 本研究科が行う論文博士外国語試験に合格している者（下記3を参照）。
- (3) 本研究科が定める論文提出に必要な医学の研究歴（学内・学外）を満たしている者（下記4を参照）。
- (4) 本研究科が定める予備審査に合格している者（下記5を参照）。

#### 2. 提出する博士学位論文

論文は、博士課程を修了して学位授与される者と同等以上の内容を有しているもので、かつ次の各号に該当するものであること。

なお、平成8年4月1日以降学内研究歴としての研究を開始した者にあつては、主論文の他に1編以上の論文を提出すること。

- (1) 本研究科以外の大学院へ学位論文として提出したことがないもの。
- (2) 論文は、査読付き英文論文誌（以下、英文誌とする）に受理され、原則として印刷公表したものであること。ただし、印刷公表未済のものでも、英文誌編集者からの受付証明書又は掲載予定証明書添付のものは、この限りでない。
- (3) 論文は筆頭著者であり、かつ、著者の所属に必ず名古屋大学大学院医学系研究科の所属であることが明記されていること。筆頭著者が複数の場合は他の筆頭著者及び責任著者の同意書（兼誓約書）が提出されていること。
- (4) 原則として、学位論文は、MEDLINE、かつ、Web of ScienceのSCIEに収録されている英文誌に掲載されたもののみとする。MEDLINEならびにSCIEに収録されていない英文誌については受理審査時に判定を行う。
- (5) 論文は、研究歴として算入できる研究施設において行った研究活動に基づいて作成したものであり、学内研究歴の期間中もしくはその後の期間中の執筆であること。
- (6) 碩学泰斗型を除いて、学位に要する論文の受理から3年以内、あるいは博士学位論文提出に必要な研究歴を満たしてから3年以内の学位申請（受理審議）を認める。

#### 3. 論文博士外国語試験

試験は、年2回（8月と12月）実施される。2年以内に論文を提出し学位の申請資格を得る予定の者に限り受験できる。

なお、平成14年度以降に、この外国語試験を受験し合格した者は、試験合格の有効期限に制限が設けられており、その期限は試験合格の日から起算して3年間となっているので、注意すること。

また、本研究科博士課程に入学し退学等した者にあつては、申請資格での外国語試験に合格している条件が免除される。

#### 4. 博士学位論文提出に必要な研究歴

最終学歴に応じ定める研究歴を満たした者でなければ、学位を申請することはできない。（別添「博士学位論文提出に必要な研究歴一覧」以下のページ参照）

#### 5. 予備審査

指導教員と相談の上、以下のとおり公開の予備審査発表会を実施し、予備審査を終了した者でなければ、学位を申請することはできない。

- ア. 指導教員と相談の上、予備審査委員候補者名簿を作成し、大学院係へ提出する。
- イ. 大学院教育委員会にて選出された予備審査委員3名および指導教員が出席可能な予備審査発表会日時（1時間）および公開可能な発表会会場を確保の上、予備審査発表会公示様式を作成し、予備審査発表会開催の2週間前までに大学院係へ提出すること。
- ウ. 予備審査発表会実施後、予備審査委員3名および指導教員の予備審査発表会実施結果（審査委員は可否判断のみ、可の場合のみ署名押印。指導教員は実施確認の署名押印。）を所定様式にて大学院係へ提出すること。
- エ. 予備審査は、3名の審査委員全員が可と判断したことをもって終了とする。
- オ. 予備審査発表会実施後は、速やかに学位申請（下記6の書類提出）を行うこと。
- カ. この予備審査の有効期間は、予備審査終了後翌月から起算して24ヶ月以内の受理審議とす

る。

## 6. 資格審査（医学の研究歴についての資格審査）に必要な提出書類

学位を申請しようとする者は、次の書類を提出し、医学の研究歴に関する資格審査を受けなければならない。

### (1) 提出書類

(HPのチェックリストおよび記入例を参照し、様式をダウンロードし入力印刷すること)

学位申請資格審査願：1通（HP記入例参照：所定様式有）

添付書類

◇履歴書：1通（別紙5-1、5-2、HP記入例参照：所定様式有）

氏名は、戸籍に記載の表記どおりに入力すること。

本籍は都道府県のみを入力すること。

また、医学部医学科卒業者にあつては、学歴には初期研修医の期間2年、医師国家試験合格年月日、医師免許下付年月日及び医籍登録番号、論文博士外国語試験合格年月日及び合格証番号も併せて入力すること。

なお、研究歴欄には研究場所・身分・研究内容も併せて付記すること。

◇研究歴調査票：1通（HP記入例参照：所定様式有）

調査票の各項目の期間は、事前に大学院係にて確認を終えた学位申請に必要な研究歴を満たすものを最小限記入すること。

また、研究歴調査票の記入例②～⑤の研究期間については、在職証明書を必ず添付すること。記入例②～④の本学部における研究期間の在職証明書は、本学部人事労務課人事労務第一係（外来診療棟4階）にて発行している。

◇その他

名古屋大学大学院医学系研究科附属医学教育研究支援センター規程第3条第3号に規定する技術職員が、職務に従事した期間を研究歴として認定を受ける場合は、研究歴調査票に代え、以下の書類を提出すること。ただし、認められる学位申請に必要な研究歴の期間は、その職務に従事した期間の3分の1以下が認められる。

(提出書類)

①申請者所属の指導教員による人物並びに業績に関する推薦書 1通（任意様式）

②履歴書 1通（任意様式）

③研究業績目録 1部（任意様式）

### (2) その他

学位申請の資格審査上必要があると認められたときは、上記5の(1)以外の書類について提出を求め、質問することがある。

## 7. 学位申請に必要な提出書類

(HPのチェックリストおよび記入例を参照し、様式をダウンロードし入力印刷すること)

学位を申請しようとする者は、次の書類を提出すること。

ただし、医学の研究歴について、資格を有すると認められた者以外は申請できない。

(1) 学位申請書：1通（HP記入例参照：所定様式有）

(2) 論文目録：1通（HP記入例参照：所定様式有）

記入事項は、論文タイトル（英文の場合は、和訳（直訳）を付すこと。）、掲載英文誌名、巻号及び発行年月とする。論文が未公表の場合は、掲載予定の英文誌名及び掲載投稿原稿の総頁数（写真・図表等を含む）を記入し、巻号及び掲載・発行予定年月がわかる場合には、併せて記入すること。

また、副論文、参考論文が2編以上ある場合は、題目を所定の欄に併せて列記し、英文の場合は和訳（直訳）を付すこと。

(3) 論文掲載予定証明書又は論文掲載発表機関の受付証明書

（論文が未公表の者のみ）：1通

(4) 主論文の要旨：1部（生協印刷部によって校正を完了したもの）

また、表紙に記入する講座及び専門分野名は、HPの「講座及び専門分野名一覧」により最新年度の所属名称を確認すること。

ア. 要旨（主論文の内容）は和文・英文（ただし、外国人留学生に限る）で2,000～3,000字

（800words～1,200words）程度＜校閲の文字カウントで要確認＞に要約（例えば①緒言②対象及び方法③結果④考察⑤その他等の順に）し、レイアウトのページ設定でA4判横書き（横38字、縦

38行) フォント明朝体、フォントサイズ10.5で作成すること。

また、要旨の最後に、結論又は結語の章を必ず入れること。

なお、表紙及び図表などは文字数の制限外とし、要旨本文を説明するのに必要な分のみ載せること。

イ. 要旨は、必ず指導教員からのチェックを受け、検討・批判等に堪えうるよう充分推敲と校正を行うこと。内容が不十分な場合は、本研究科委員会から論文の受理を拒否されることがある。

(4)-2主論文の要旨 PDFファイル (学位申請後メールにて提出)

(5)-1主論文 (1編) : 主著の英文の論文

ア. 「2. 提出する博士学位論文」の条件を満たしていること。

イ. 申請時における最新のバージョン (出版版、オンライン出版版、著者最終原稿の場合はWord版等の別) であること。

ウ. 論文は、編集者の判定を受けた英文の学術誌又は名古屋ジャーナル等に掲載されたものであること。

なお、名古屋ジャーナル等に掲載されたものとは、本学及び他の旧七帝大の医学部等で発行される英文の学術誌を指す。

エ. 論文は原則、別刷のものとし、論文タイトル及び主・共著者全てに和訳で漢字氏名 (外国人はカタカナ) を表紙の余白部分に必ず付記 (コピーの切り貼り可) すること。

なお、論文が未公表またはインターネットでの掲載の場合は、論文掲載投稿原稿の写し1部を前記と同様に論文タイトル等を付記し、提出すると共に、未公表の場合は発表機関の受付証明書又は論文掲載予定証明書1通を添付し、併せて以下の点に留意すること。

(ア) 論文が英文誌のHPにてインターネット上に掲載されている場合は、そのPDFのプリントアウトでも可。

(イ) 論文掲載投稿原稿の場合は、綴じ代としての余白を左側に2cmほど必ずとること。

(ウ) 論文は、学位授与後1年以内に印刷公表しなければならないことになっている。

また、学位授与後に公表する場合は、名古屋大学審査学位論文と明記することを要する。

(5)-2主論文 PDFファイル (学位申請後メールにて提出) 和文タイトル/主共著者の漢字氏名は不要。

(5)-3インターネット公表確認書 (別紙6) 及び公表可否に関する裏付資料

(5)-4「学位論文に関する情報開示」 (別紙8)

指導教員の自署及び認印を必ず受けること。

(6)主論文以外の論文 (1編以上) : 主著又は共著のもの、各1部 (博士課程満期退学者は不要。退学者は必要)

ア. 平成8年4月1日以降学内研究歴を開始した者は、主論文の他に1編以上の副論文 (内容が主論文と直接関係があるもの) 又は参考論文 (内容が主論文と直接関係がないもの) を提出すること。なお、論文は英文・和文を問わない。

イ. 平成8年3月31日以前から学内研究歴を開始した者で、主論文以外の論文を提出する場合は、上記6の(6)のアに準じ提出すること。

(7)履歴書 : 1通 (別紙5-1、5-2、HP記入例参照 : フォーマット有)

(8)写真 : 1葉

申請日前6か月以内に撮影したものとし、写真の大きさは、3×4cmから名刺判程度ならいづれでもよい。

なお、裏面には撮影年月日・氏名を必ず記入すること。

(9)最終学校成績証明書 (本学部以外の出身者のみ提出) : 1通

(10)留学生はこの他に、パスポートのコピーと自国の卒業証明書のコピーを提出すること。

(11)筆頭著者が複数の場合は他の筆頭著者及び責任著者の同意書 (兼誓約書) を提出すること。

(12)学位審査料 : 57,000円

## 8. その他留意事項

受理審議においては指導教員の出席が必要です。

学位申請書類は、事務的な点検および次段階の説明 (約1時間) が必要なので、遅くとも申請の2週間前には大学院係へ連絡し予約の上、提出すること。

論文の受理は、本研究科委員会で審議され可否投票によって決定される。なお、可否投票の結果、否とされた者は同一の論文にて再度申請することはできない。

## 9. 博士学位の申請から授与までの流れ

- ①論文博士外国語試験の受験（申請者）
- ②予備審査（申請者）
- ③資格審査願出および学位申請（申請者）
- ④資格審査および論文受理審議（研究科委員会）
- ⑤論文審査及び試験
- ⑥論文審査及び試験結果の報告に基づく合否審議（研究科委員会）
- ⑦学位授与の上申（合格決定の日から20日以内に総長に上申）
- ⑧学位授与

## 博士学位論文提出に必要な研究歴一覽

### 【医・歯・薬・獣医学を卒業した者】

課 程	基礎となる最終学歴 (修業年限)	学位を申請する ための研究 期間	左のうち 学内研究期間	
			H8. 3. 31以前 に学内研究 を開始した 者	H8. 4. 1以降に 学内研究を開 始した者
大学（医学、歯 学、薬学・獣医 学）	大学6年	基礎医学 5年 臨床医学 6年	2年6か月 3年	3年4か月 4年

### 【上記以外を卒業・修了した者】

課 程	基礎となる最終学歴 (修業年限)	学位を申請する ための研究 期間	左のうち 学内研究期間	
			H8. 3. 31以前 に学内研究 を開始した 者	H8. 4. 1以降に 学内研究を開 始した者
博士課程	大学4年+博士5年=9年	基礎医学 5年 臨床医学 6年	2年6か月 3年	3年4か月 4年
修士課程	大学4年+修士2年=6年	基礎医学 5年 臨床医学 6年	3年 3年6か月	4年 4年8か月
大 学	大学4年	基礎医学 7年 臨床医学 8年	3年6か月 4年	4年8か月 5年4か月
短期大学 専門学校	3年制 旧制3年	基礎医学 8年 臨床医学 9年	4年 4年6か月	5年4か月 6年
短期大学 高等専門学校	2年制	基礎医学 9年 臨床医学10年	4年6か月 5年	6年 6年8か月

※ 医療薬学分野での学位を申請するための研究期間は平成12年3月31日以前に学内研究歴としての研究を開始した者は「基礎医学」、平成12年4月1日以降に学内研究歴としての研究を開始した者は「臨床医学」とする。

医学博士（論文博士）の学位申請に必要な研究歴

**大学の医学部医学科（歯学、薬学及び獣医学の課程（修業年限6年の課程）を含む）を卒業した者の申請に必要な研究歴**

1. 学位申請の研究歴に関する資格は、次の各号の一に該当する医学の研究歴（以下「研究歴」という。）を有する者であること。ただし、この研究歴には、臨床医学で学位を申請する場合、本学医学部附属病院の医員（研修医）であった者を除き、大学卒業後2年間は含まないものとする。
  - (1) 医学部医学科を卒業し、基礎医学においては5年以上、臨床医学においては6年以上、本研究科教授の指導により研究に従事した者。ただし、臨床医学研究者で、基礎医学研究歴を2年以上有する者は、臨床医学研究歴と合わせ5年以上とする。
  - (2) 医学部医学科を卒業し、5年以上本学環境医学研究所教員又は本学総合保健体育科学センターの本研究科健康社会医学専攻健康増進医学講座の教員（旧本研究科社会医学系健康増進科学分野の教員）の指導により研究に従事した者
  - (3) 医学部医学科を卒業し、基礎医学においては5年以上、臨床医学においては6年以上、権威ある研究施設において専任職員として研究に従事した者。ただし、臨床医学研究者で、基礎医学研究歴を2年以上有する者は、臨床医学研究歴と合わせ5年以上とする。
2. 上記1の研究歴の期間には、以下の学内研究歴の期間を含めるものとする。
  - (1) 平成8年4月1日以降学内研究歴としての研究を開始した者  
研究歴には、基礎医学は3年4か月以上、臨床医学は4年以上の学内研究歴を含むものとする。
  - (2) 平成8年3月31日以前に学内研究歴としての研究を開始した者  
研究歴には、基礎医学は2年6か月以上、臨床医学は3年以上の学内研究歴を含むものとする。
3. 学内研究歴とは、次の各号に該当する研究歴をいう。
  - (1) 本研究科の専任教員及び本学環境医学研究所又は総合保健体育科学センターの本研究科健康社会医学専攻健康増進医学講座の専任教員（旧本研究科社会医学系健康増進科学分野の「専任教員」）として研究に従事した期間
  - (2) 本学大学院医学系研究科「学生」として在学した期間
  - (3) 本学大学院医学系研究科「大学院研究生」として在学した期間
  - (4) 本学部「研究生」として在学した期間
  - (5) 本学部「教務職員」として勤務した期間
  - (6) 本学医学部附属病院及び旧分院の医員（研修医を含む）として勤務した期間
  - (7) 本学環境医学研究所研究生又は本学総合保健体育科学センターの本研究科健康社会医学専攻健康増進医学講座の教員（旧本研究科社会医学系健康増進科学分野の教員）の指導下で研究生として在学した期間
  - (8) 本学環境医学研究所の「教務職員」として勤務した期間
  - (9) 外国人留学生であって日本学術振興会事業論博研究者として支援を受けた期間
4. 学内研究歴以外のその他の研究歴として他の学部又は他の大学における研究期間、権威ある研究施設における研究期間及び外国における研究期間について、本研究科委員会医学専門委員会において承認を得る必要がある。なお、この項を適用する場合は、当該研究機関が交付する研究期間及び研究内容に関する証明書を指導教員の認印の上、研究科委員会医学専門委員会へ提出するものとする。  
また、権威ある研究施設として認めるものは、次のとおりとする。
  - (1) 医学に関係ある国・公立の研究所、研究施設等の研究機関及び国・公立衛生行政機関
  - (2) 財団法人又は社団法人組織による医学に関係のある研究所
  - (3) 研修指定病院
  - (4) 本研究科委員会医学専門委員会において、前(1)～(3)に準ずると認められた本学部の関係病院及び医療に関する短期大学
  - (5) その他、次に該当する施設
    - (ア) 前(1)～(4)に含まない日本国内の病院
    - (イ) 営利を目的としない施設で医学研究も行われていることが、研究所年報、学会等の資料より明らかで営利会社所属の研究所又はこれに準ずる研究機関
    - (ウ) 外国の大学の医（歯、薬及び獣医）学部及び医学と関連のある他学部、国・公立の研究所又は、これに準ずる機関

※客員研究員（者）の期間は研究歴には該当しない。

**大学院博士後期課程（修業年限3年の課程）を修了した者及びこれに相当する者の申請に必要な研究歴**

1. 学位申請の研究歴に関する資格  
本研究科委員会医学専門委員会において、大学の医学部医学科を卒業した者〔歯学、薬学及び獣医学の課程（修業年限6年の課程）を含む〕と同等以上の研究歴が、基礎医学は5年以上、臨床医学は6年以上有すると認めた者
2. 上記1の研究歴の期間には、以下の学内研究歴の期間を含めるものとする。
  - (1) 平成8年4月1日以降学内研究歴としての研究を開始した者  
研究歴には、基礎医学は3年4か月以上、臨床医学は4年以上の学内研究歴を含むものとする。
  - (2) 平成8年3月31日以前に学内研究歴としての研究を開始した者  
研究歴には、基礎医学は2年6か月以上、臨床医学は3年以上の学内研究歴を含むものとする。

3. 該当する研究歴（学内研究歴を含む）

大学の医学部医学科（歯学、薬学及び獣医学の課程（修業年限6年の課程）を含む）を卒業した者の取扱いを準用する。

**大学院修士課程又は博士前期課程（修業年限2年の課程）を修了した者の申請に必要な研究歴**

1. 学位申請の研究歴に関する資格

本研究科委員会医学専門委員会において、大学の医学部医学科を卒業した者〔歯学、薬学及び獣医学の課程（修業年限6年の課程）を含む〕と同等以上の研究歴が、基礎医学は5年以上、臨床医学は6年以上有すると認めたと者

2. 上記1の研究歴の期間には、以下の学内研究歴の期間を含めるものとする。

(1) 平成8年4月1日以降学内研究歴としての研究を開始した者

研究歴には、基礎医学は4年以上、臨床医学は4年8か月以上の学内研究歴を含むものとする。

(2) 平成8年3月31日以前に学内研究歴としての研究を開始した者

研究歴には、基礎医学は3年以上、臨床医学は3年6か月以上の学内研究歴を含むものとする。

3. 該当する研究歴（学内研究歴を含む）

大学の医学部医学科（歯学、薬学及び獣医学の課程（修業年限6年の課程）を含む）を卒業した者の取扱いを準用する。

**大学（修業年限4年の課程）を卒業した者の申請に必要な研究歴**

1. 学位申請の研究歴に関する資格

本研究科委員会医学専門委員会において、大学の医学部医学科を卒業した者〔歯学、薬学及び獣医学の課程（修業年限6年の課程）を含む〕と同等以上の研究歴が、基礎医学は7年以上、臨床医学は8年以上有すると認めたと者

2. 上記1の研究歴の期間には、以下の学内研究歴の期間を含めるものとする。

(1) 平成8年4月1日以降学内研究歴としての研究を開始した者

研究歴には、基礎医学は4年8か月以上、臨床医学は5年4か月以上の学内研究歴を含むものとする。

(2) 平成8年3月31日以前に学内研究歴としての研究を開始した者

研究歴には、基礎医学は3年6か月以上、臨床医学は4年以上の学内研究歴を含むものとする。

3. 該当する研究歴（学内研究歴を含む）

大学の医学部医学科（歯学、薬学及び獣医学の課程（修業年限6年の課程）を含む）を卒業した者の取扱いを準用する。

**短期大学及び旧制の専門学校（修業年限3年の課程）を卒業又は修了した者の申請に必要な研究歴**

1. 学位申請の研究歴に関する資格

本研究科委員会医学専門委員会において、大学の医学部医学科を卒業した者〔歯学、薬学及び獣医学の課程（修業年限6年の課程）を含む〕と同等以上の研究歴が、基礎医学は8年以上、臨床医学は9年以上有すると認めたと者

2. 上記1の研究歴の期間には、以下の学内研究歴の期間を含めるものとする。

(1) 平成8年4月1日以降学内研究歴としての研究を開始した者

研究歴には、基礎医学は5年4か月以上、臨床医学は6年以上の学内研究歴を含むものとする。

(2) 平成8年3月31日以前に学内研究歴としての研究を開始した者

研究歴には、基礎医学は4年以上、臨床医学は4年6か月以上の学内研究歴を含むものとする。

3. 該当する研究歴（学内研究歴を含む）

大学の医学部医学科（歯学、薬学及び獣医学の課程（修業年限6年の課程）を含む）を卒業した者の取扱いを準用する。

**短期大学及び高等専門学校（修業年限2年の課程）を卒業又は修了した者の申請に必要な研究歴**

1. 学位申請の研究歴に関する資格

本研究科委員会医学専門委員会において、大学の医学部医学科を卒業した者〔歯学、薬学及び獣医学の課程（修業年限6年の課程）を含む〕と同等以上の研究歴が、基礎医学は9年以上、臨床医学は10年以上有すると認めたと者

2. 上記1の研究歴の期間には、以下の学内研究歴の期間を含めるものとする。

(1) 平成8年4月1日以降学内研究歴としての研究を開始した者

研究歴には、基礎医学は6年以上、臨床医学は6年8か月以上の学内研究歴を含むものとする。

(2) 平成8年3月31日以前に学内研究歴としての研究を開始した者

研究歴には、基礎医学は4年6か月以上、臨床医学は5年以上の学内研究歴を含むものとする。

3. 該当する研究歴（学内研究歴を含む）

大学の医学部医学科（歯学、薬学及び獣医学の課程（修業年限6年の課程）を含む）を卒業した者の取扱いを準用する。



## 上記以外の教育施設を卒業した者の申請に必要な研究歴

1. 学位申請の研究歴に関する資格  
本研究科委員会医学専門委員会で審議し、教育施設の修業年限に応じて定めた研究歴期間とする。
2. 上記1の研究歴の期間のうち必要な学内研究歴の期間  
本研究科委員会医学専門委員会で審議し、教育施設の修業年限に応じて定めた学内研究歴期間とする。
3. 該当する研究歴（学内研究歴を含む）  
大学の医学部医学科（歯学、薬学及び獣医学の課程（修業年限6年の課程）を含む）を卒業した者の取扱いを準用する。

大学院医学系研究科博士課程の講座及び専門分野名一覧  
別紙のとおり